

## 第15回年金部会委員提出資料

- 井手委員提出資料 . . . . P 1
  - ― 「給付と負担の在り方（1）」に関する意見
  
- 大澤委員提出資料 . . . . P 4
  - ― 給付と負担のあり方（1）に関する補足意見
  
- 岡本・矢野委員提出資料 . . . . P 6
  - ― 給付と負担の在り方に関する意見
  
- 翁委員提出資料 . . . . P 10
  - ― 「給付と負担」についての意見
  
- 杉山委員提出資料 . . . . P 11
  - ― 第15回 年金部会メモ
  
- 矢野委員提出資料 . . . . P 12
  - ― 第14回資料「事業主負担の日米比較」についての意見
  
- 山崎委員提出資料 . . . . P 15
  - ― 「給付と負担の在り方」について

## 「給付と負担の在り方（1）」に関する意見

H15. 3. 7

年金部会委員

井手 明子

給付水準と保険料負担に関する論点の中で、保険料固定方式を導入する場合、

○被用者世帯（モデル年金）における給付水準の下限について、例えばモデル年金に関する所得代替率を指標とした場合に、どの程度の割合を下限と見る事が適当か。

という論点があげられている。

ここでの「モデル年金」は、「片働き世帯」（夫 40年加入 妻 厚生年金加入期間なし）が取り上げられており、現行制度と同一モデル年金で比較する事は当然とは思いますが、2050年を展望しながら、「片働き世帯」のみの所得代替率を試算するだけでよいか不安が残る。

モデル年金を考えるベースとなる就労形態、家族形態に関し、2001年6月の骨太方針以降、以下のような問題提起がされている。

### ○今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太方針）（01. 6.26）

#### 第三章 社会制度の改革—国民の安心と生活の安定を支える

##### 1. 国民の安心と生活の安定を支える社会保障制度の確立

###### （3）時代の要請に応える

個人のライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる。特に女性が働くことが当たり前になってきている。この変化に現在の社会保障制度は十分に対応しきれず、働く意欲のある女性や高齢者の就業、パート労働、派遣労働などに不利な面が残されている。現行制度の持つ「非中立」的な効果を緩和し、国民にとって多様な選択を可能にする制度への転換を勧め、国民の能力発揮を支えることが、男女共同参画社会、生涯現役社会への道を拓く。

### ○「女性と年金」検討会報告書（01.12）

#### V 個別の課題

##### 2. 女性のライフスタイルの多様化とモデル年金のあり方

- ・ モデルとして共働き世帯等を想定し、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定していくことが妥当

- ・モデルとしての共働き世帯等の年金水準がどうあるべきかは、別途議論されるべき問題

### 3. モデルとして共働き世帯等を想定する際の論点

- ・共働き世帯等において女性のどのような厚生年金加入期間、賃金を想定してモデルとするか
- ・共働き世帯等を想定したモデルによって年金水準をどのように設定するか  
 <様々な世帯類型で見た場合の現行制度の年金水準>

①夫 40年加入 片働き	夫婦計 23.8万円(所得代替率 59.4%)
②共働き夫婦 40年加入	夫婦計 29.9万円(所得代替率 46.6%)
③共働き	
妻の厚生年金加入期間 23年9月	夫婦計 27.4万円(所得代替率 50.4%)
④男性単身者 40年加入	17.1万円(所得代替率 42.6%)
⑤女性単身者 40年加入	12.8万円(所得代替率 53.3%)

### ○内閣府男女共同参画会議・影響調査専門調査会

「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告(02.12)

#### II 政策等の方向

#### 2. 税制・社会保障制度等改革の具体的方向

#### 2) 社会保障制度

#### ①公的年金

#### ア.公的年金と中立性、個人単位化

#### c) 所得代替率の均等化

世帯毎でみた老齢年金額と平均賃金額の比である所得代替率が片稼ぎ夫婦世帯、共稼ぎ夫婦世帯、単身世帯といった様々な形態の間で均等となることを個人単位化と捉える考え方がある。

さらに、「方向性と論点」は、基本的視点の中で、

- ⑤少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする。

とある。

すでに、老齢厚生年金の受給権をもつ女性の数は、基礎年金受給者の56%を占める(平成11年度)にいたっており、短時間労働者への厚生年金の適用拡大がなされれば、今後もその傾向が強まることは確実であるときに、相変わず「夫 40年加入 妻は厚生年金加入期間なし」のモデルのみで、所得代替率やモデル年金額の試算を行うのは、基本視点とも矛盾する事となる。

「女性と年金」検討会の世帯類型別の所得代替率を見ると、現状において、所得代替率に相当の差があり、「所得代替率の下落が〇〇%までなら、給付水準は妥当である」と

いう判断をするならば、世帯類型別にこの試算を行うことが必要と考える。

ほとんどの女性が一定の厚生年金加入期間をもつ時代にふさわしい、モデルとしての共働き世帯を想定していくことが必要であるし、現役世代の共働き世帯等の平均的な賃金等を踏まえ、適切な給付水準をどのように設定するか、給付水準の設定にあたって、共働き世帯、片働き世帯、単身世帯の公平性をどのように考えるかが論点として必要である。

給付と負担のあり方（1）に関する補足意見

030305 大沢真理

標記の資料について、前回部会（2月19日）で述べた意見を補足する。

- ・ 12ページの「(3) 現役世代の生計費との比較の観点から見た給付の水準」で、「平均的には高齢者夫婦の消費水準は、30歳台、40歳台をやや超える水準にあると考えられる」とあるが、資料（家計調査）の特質から、留保すべき面がある。すなわち、家計調査が個人的消費を把握していないという特質であり、その面を加味すると、高齢者夫婦の消費水準が、40歳台を超える水準にあるかは疑問である（研究者による試算結果を参照）。
- ・ “高齢者にくらべて現役世代の消費水準のほうがつましい”という認識は、次の判断を導きかねないため、上記に注意を喚起したい。すなわち、高齢者の“つましくない”消費支出をほぼカバーする現行の年金給付は、十分すぎる、したがって最終保険料率は20%より低く抑えてもよい、という判断である。
- ・ 高齢者の生活水準は、現役世代よりかなり分散が大きく、平均値で論じることの限界にも留意したい。

表1 個人的消費を含む1人当たり消費支出（帝塚山学院大学教授・室住眞麻子氏による試算）

	世帯人員	有業人員	消費支出	教育関係費	個人的消費①	1人当たり消費支出②	年金局試算との差
30歳代・勤労	3.72	1.4	291483	13191	20977	155164	9629
40歳代・勤労	4.12	1.66	370269	47954	42053	179511	18629
50歳代・勤労	3.4	2.04	412708	47287	57265	229234	34573

注：個人的消費（①）は家計における「こづかい」を超える個人的消費を示す。  
 本表の「1人当たり消費」（②）は教育関係費を除く消費支出に個人的消費を加算し、  
 世帯人員を平方根で除した数値。

出所：総務省「全国消費実態調査報告」1999年版。

## 給付と負担の在り方に関する意見

2003年3月7日

岡本康男

矢野弘典

厚生労働省から、一つのモデルとして、最終保険料率を20%に固定するという前提で様々な試算が示され、議論がなされている。

しかし、今後の経済と社会の構造変化を展望すると、現行の社会保険方式を基本的に維持していくことの是非や、最終保険料率の20%という水準の妥当性、あるいは財源として保険料と税の組み合わせのあり方等、制度改革に関して議論すべきことが多く残されている。

我々としては、こうした議論が今後も展開されるという認識に立って、『方向性と論点』で提示された内容に沿って、給付と負担の在り方に関する考え方を述べたい。

### 記

#### 1. 負担と給付の調整手法について

『方向性と論点』で示された案では、保険料を長期間にわたって毎年段階的に引上げていく一方、給付水準については時間をかけて徐々に調整するため、そのしわ寄せが制度を長期間支える将来世代に負担増と給付削減という形で現れる。

今後とも我が国経済は厳しい状況が続くと想定される中で、現役・将来世代の負担を過重なものとしなないためには、辛いことではあるが、できるだけ早く給付水準の調整を進めなければならない。今回提案の基準ケースでは、2025年度の所得代替率は56%であり、今後20年間かけて現行より3ポイントしか引下げられないのに対し、その後の7年間で一気に4ポイントも引下げられることになる。このように、将来世代ほど急激な調整を行なうのでは、世代間格差はほとんど是正されないと推定される。

制度に対する国民の不信感を払拭するためには、現役・将来世代の負担増を

極力抑制するとともに、速やかに既受給者を含めて給付水準を見直すことにより、全ての世代が痛みを分かち合うことが必要である。

なお、世代間の公平を議論する上では、前回改正時に示されたように、世代間の年金給付額と保険料負担の関係を知る必要があり、同様のフォーマットで、基準ケースのデータを早期に示されたい。公的年金制度は単なる損得論で議論すべきでないことは承知しているが、現在、大幅な世代間格差が存在していることは事実であり、今回の厚生労働省の提案によって、現行に比べてどの程度まで世代間の格差是正が図られるのかについて国民に示していくことは、当部会の責務であると考える。

## 2. 最終的な保険料率の水準について

現役世代や企業は、社会保険料や税の負担を通じて、年金だけでなく、医療や介護も含めて様々な制度を支えている。低成長基調、各産業における国際競争の激化、世界に類を見ない少子化・高齢化の加速に伴う社会保障全体の負担増などが避けられない中で、これから 20%という高い最終保険料率に向けて現役・将来世代に負担の引上げを課していけば、経済社会の活力は損なわれ、ひいては制度の存続可能性そのものも揺らぐこととなりかねない。

わが国が直面している経済や社会の状況が他国に例を見ない厳しいものであることを考慮すれば、単純な欧州諸国等との比較だけでなく、現役及び将来世代・企業の負担増を極力抑えて経済社会の活性化を図りつつ、制度の持続可能性を確保するという視点が求められる。したがって、最終的な保険料率については、20%を大幅に下回る水準に抑制すべきであり、給付水準の見直しを同時に検討しなければならない。

## 4. 給付水準について

現役世代の所得の実態と現在の年金給付の水準を合わせて考えると、所得代替率のみを指標とすることは適当ではなく、高齢者世帯の支出面の実態に着目していくことも重要である。現在のモデル年金（片働き世帯）の水準は、それだけで高齢者世帯の平均的な消費支出のほとんどを賄う。老後の生活を賄



うためには、退職するまでの長期間にわたり、自助努力によって準備する面もあることを踏まえれば、現在のモデル年金の水準は十分に高いと判断される。特に消費支出に含まれる教養娯楽費や交際費等は、ライフスタイルの違いにより個人差があるものであり、それらについては現役時代に準備すべき性格のものである。このように考えれば、モデル年金額を現行水準よりも低い水準で設定しても合理的と判断される。

世代間格差の是正のためには、早期に給付水準を見直すべきことを議論すべき必要があるが、そのためには、今回厚生労働省から示された手法だけでなく、前回改正で示されたように、給付乗率の見直し、モデル年金世帯の見直し、高額所得者への給付制限、あるいは支給開始年齢の引上げ等についても議論しておく必要があり、それぞれの手法による最終保険料率の影響試算について提示されたい。

また、物価スライドについて、今年4月から、前年分の物価下落率0.9%分を反映させることになったが、本来制度としてあるべき水準は、過去3年間停止している1.7%分も全て反映させた後の数字である。この問題については様々な議論があろうが、給付水準を考える際には、これを前提に検討しなければならないと考える。

## 5. 既裁定年金の給付水準の調整について

2004年の年金改革の大きな課題の一つは、世代間格差の縮小である。現役世代に比し増加していく高齢者の中には、今日では経済的に余裕をもって生活をしている者も多い。このこと自体は誠に好ましいことであるが、それは現役世代の負担によって可能となっている。公的年金の財源は現役世代のみの責任によって維持されるべきものではなく、これからは既裁定者を含む国民全体で支え合い、維持していくべきものであろう。その意味で既裁定者の水準の見直しを聖域扱いにしてはならない。

## 6. 年金改定率（スライド率）の下限について

前述の通り、現在の給付水準は高いとの判断に立てば、保険料固定方式に基

づき、社会経済情勢の変化に応じて給付水準を調整していくとした場合、既裁定者も等しく調整することこそ、世代を超えて全国民が支えあう公的年金制度としての在り方に沿ったものと考えらる。

年金改定率の下限として、物価下限型を採用すれば、既裁定者についてはスライド率調整が十分働かないことから、現役世代や新規裁定者から理解を得られない。従って、物価下限型は採用すべきではない。

また、名目年金額下限型では、名目年金額が保証されるため、スライド率に係る指標が大幅なマイナスとなった場合に十分な調整がなされない。そのような状況下では、経済全体あるいは現役世代に大きな影響が生じていると推定される。世代間の公平の観点から、あらかじめ名目年金額を下限とするような特例を設けることなく、スライド調整を行うべきである。

以 上